

下田市立下田中学校 P T A 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、下田市立下田中学校 P T A と称し、事務局を下田市立下田中学校に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、生徒の保護者と学校の教職員とが連携して本校の教育振興に寄与するとともに、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 生徒の福祉の増進及び心身の健全な育成に関すること。
- (2) 会員相互の交流並びに研修及び広報活動に関すること。
- (3) 教育環境の整備及び拡充に関すること。
- (4) 地域社会との協力活動及び本会育成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要なこと。

(方針)

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次に掲げる方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体、機関等と協力すること。
- (2) 特定の政党又は宗教に偏ることなく、営利及び非教育的行為に利用されないこと。
- (3) 学校の管理及び教員の人事に干渉しないこと。
- (4) 国及び地方教育団体の教育予算の適正な執行及び充実のために協力すること。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生徒の保護者
- (2) 学校の教職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本会の趣旨に賛同する者

第 2 章 会計

(経費)

第 6 条 本会の経費は、事業収益及び自発的な寄付金により支弁する。

(会費等)

第 7 条 会費の額は、一家庭につき月額 300 円とし、半期ごとの納入又は全納をすることもできる。

2 会費を変更する場合は総会で決定し、資金獲得計画又は寄付金を求める場合は運営委員会で決定することができる。

(資産の使用)

第 8 条 本会の資産は、第 2 条の目的を達成するための活動以外に使用してはならない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 顧問 1名
- (6) 専門部長 3名(うち1名は学年部長と兼任)
- (7) 学年部長 3名(うち1名は専門部長と兼任)
- (8) 地区支部長 7名
- (9) 事務局長 1名

(役員の選出)

第11条 会長及び副会長は、推薦委員会で推薦された候補者の中から、総会において会員の信任投票により投票総数の過半数をもって選出する。

2 書記は、会長が委嘱する。

3 会計は、会長が、次に掲げる者を1名ずつ委嘱する。

- (1) 第5条第1号に規定する者
- (2) 第5条第2号に規定する者

4 顧問は、学校長をもって充てる。

5 事務局長は、教頭をもって充てる。

(職務)

第12条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 書記は、会議の議事を記録し、庶務を処理する。

4 会計は、会計事務を掌る。

5 顧問は、会長の諮問に応じ、会務運営に参加する。

6 専門部長は、各専門部の活動の立案実施に当たる。

7 学年部長は、学年部を代表し、学年の事業の立案実施に当たる。

8 地区支部長は、地区支部を代表し、本会との連絡調整及び地区支部独自の活動の立案実施に当たる。

9 事務局長は、会務の処理に当たる。

(任期)

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期が満了した場合においても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 3 役員等は、再任することを妨げない。

第4章 機関

(機関)

第14条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部会
- (4) 専門部会
- (5) 学年部会
- (6) 地区支部会
- (7) 推薦委員会
- (8) 特別委員会

(総会)

第15条 総会は、本会の最高決議機関であり、年1回開催する。ただし、必要に応じて随時開くことができる。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、及び決議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改正
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運営上重要な事項

3 総会の日時、場所及び議題は、あらかじめ会員に通知しなければならない。

4 総会の定数は会員の3分の1以上（委任状を含む。）とし、決議は出席者の過半数とする。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、第10条各号に掲げる役員をもって構成する。

2 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、必要に応じて会長が招集し、総会に付議すべき事項その他重要事案を審議処理する。

(本部会)

第17条 本部会は、第10条第1号から第5号まで及び第9号に掲げる役員をもって構成する。

2 本部会は、必要に応じて会長が招集し、会務を審議処理する。

(専門部会)

第18条 専門部会は、本会の活動を行うため、次に掲げる部会で構成する。

- (1) 広報連絡部会

(2) 教養向上部会

(3) 生活施設部会

(広報連絡部会)

第 19 条 広報連絡部会は、各学級からそれぞれ 1 名ずつ選出された第 5 条第 1 号に規定する会員で構成する。

2 広報連絡部会に部長及び副部長を置き、部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

3 広報連絡部会は、機関誌の編集及び発行に当たり、活動の浸透に努める。

(教養向上部会)

第 20 条 教養向上部会は、各学級からそれぞれ 1 名ずつ選出された第 5 条第 1 号に規定する会員で構成する。

2 教養向上部会に部長及び副部長を置き、部長は 3 年学年部長をもって充て、副部長は互選により会長が委嘱する。

3 教養向上部会は、成人教育の一環として会員相互の教養の向上を図る。

(生活施設部会)

第 21 条 生活施設部会は、地区副支部長 7 名で構成する。

2 生活施設部会に部長及び副部長を置き、部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

3 生活施設部会は、校内外における生徒の生活指導、健全育成及び福祉厚生並びに教育施設の整備充実に努める。

(学年部会)

第 22 条 学年部会は、次に掲げる部で構成する。

(1) 1 年部

(2) 2 年部

(3) 3 年部

2 各学年部は、各学級からそれぞれ 1 名ずつ選出された第 5 条第 1 号に規定する会員で構成する。

3 各学年部に部長及び副部長を置き、部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

4 学年部会は、学年懇談会、学級懇談会等を開催し、学年及び学級間の調整を図る。

(地区・支部会)

第 23 条 地区・支部会は、次に掲げる地区及び支部で構成する。

(1) 稲梓・稲生沢地区 次に掲げる支部を置く。

ア 稲梓支部

イ 稲生沢支部

(2) 下田東地区 次に掲げる支部を置く。

ア 白浜支部

イ 浜崎支部

(3) 下田地区 次に掲げる支部を置く。

- ア 下田支部
- イ 大賀茂支部
- ウ 朝日支部

2 地区・支部会は、支部ごとに第5条第1号に規定する会員で構成する。

3 各支部会に支部長1名及び副支部長1名を置き、各支部を構成する会員の中から選出する。

4 地区・支部会は、本会との連絡調整及び地区支部独自の活動の立案実施に努める。

(推薦委員会)

第24条 推薦委員会は、前条第3項の規定により選出した各地区支部長をもって構成する。

2 推薦委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

3 推薦委員会は、候補者を推薦するときは、あらかじめ当該候補者の同意を得なければならない。

(特別委員会)

第25条 本会には、必要に応じて特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員は会長が委嘱し、事業計画は総会に諮るものとする。

第5章 会計監査

(会計監査委員)

第26条 本会に会計監査委員を置く。

2 会計監査委員は、第5条第1号に規定する会員の中から2名を総会で選出する。

3 任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会計監査委員は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第6章 会則の改正

(会則の改正)

第27条 本会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければこれを行うことができない。

第7章 簿冊及び印鑑

(簿冊及び員会)

第28条 本会に次に掲げる帳簿及び印鑑を備える。

- (1) 会則綴
- (2) 文書綴
- (3) 役員及び委員名簿
- (4) 会議録
- (5) 会計簿
- (6) 領収書綴

(7) 予算決算綴

(8) 出納簿

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。